

## 法律名：内航海運組合法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 海運組合の定款の軽微事項の変更届出
- 手続根拠 : ・内航海運組合法第 47 条第 4 項  
・内航海運組合法施行規則第 10 条の 2 第 2 項
- 手続対象者 : 海運組合
- 提出時期 : 定款の軽微事項を変更しようとするとき
- 提出方法 : 定款の変更をしようとする旨を記載した届出書を作成し、国土交通大臣（海運組合の地区又は航路が一の地方運輸局等内にある場合は、当該地方運輸局長等）提出してください。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : (添付書類)・変更を決議した総会又は総代会の議事録の謄本  
(部 数) 2 通
- 申請書様式 : 特になし
- 記載要覧・記載例 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

提出先：

国土交通省海事局国内貨物課	0 3 - 5 2 5 3 - 8 6 2 7 (直通)
北海道運輸局運航部輸送課	0 1 3 4 - 2 3 - 4 2 1 3 (直通)
東北運輸局運航部輸送課	0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 5 8 (直通)
新潟運輸局運航部輸送課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 5 (直通)
関東運輸局運航部輸送課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 1 4 (直通)
中部運輸局運航部輸送課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 1 3 (直通)
近畿運輸局運航部輸送課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 1 6 (直通)
神戸海運監理部運航部輸送課	0 7 8 - 3 2 1 - 3 1 4 3 (直通)
中国運輸局運航部輸送課	0 8 2 - 2 2 8 - 3 6 7 9 (直通)
四国運輸局運航部輸送課	0 8 7 - 8 2 5 - 1 1 7 8 (直通)
九州運輸局運航部輸送課	0 9 3 - 3 3 2 - 8 0 8 3 (直通)
沖縄総合事務局運輸部海運第一課	0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1 (直通)

- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 上記提出先

### 3. 手続情報

- 審査基準 : なし
- 標準処理期間 : なし
- 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)